

## 市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： (仮称)尼崎市企業立地方針の策定

局課名： 経済環境局 産業政策課

施策の目的	大規模な工場等の跡地や企業の遊休地等の有効活用に加え、大阪・関西万博後にフェニックス事業用地の分譲も控える中、将来のまちづくりを見据えた企業誘致のほか、市内企業の事業の高度化に向けた設備投資の促進について基本的な考え方を新たに定めるものです。
現状・背景	<p>○本市は、鉄鋼業を中心に、阪神工業地帯の中核として発展してきましたが、近年、大規模な工場の閉鎖や移転が増加しており、産業活動の停滞を招いています。</p> <p>○閉鎖や移転後の跡地活用については、臨海部では大規模な物流施設が立地し、内陸部ではマンションなどの住居系の利用が多い状況です。</p> <p>○現在の企業立地支援については、設備投資等に係る初年度の固定資産税、都市計画税相当分を補助金として支援する「尼崎市企業投資活動促進制度」があり、制度を開始した平成16年度から令和5年度までに132件の利用がありました。</p> <p>○大規模な小売店舗等の商業立地においては、基本的な考え方として「商業立地ガイドライン」を策定していますが、その他の業種については策定していない状況です。</p>
課題	<p>○跡地活用として多い物流施設は、設備投資もあり、一定の雇用も見込めますが、製造業と比較すると、非正規雇用が多い傾向があり、交通渋滞などの課題もあります。</p> <p>○本市が成長・発展していくためには、税収の増加や高度人材の転入促進が期待できる市外からの新規・成長分野の企業を立地誘導していく必要があります。</p> <p>○また、市内の雇用や産業活動を支えている製造業の中小企業についても、誘致した企業等とのマッチングや付加価値額の増加、事業の高度化を支援するため、設備投資を促進していく必要があります。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<p>○(仮称)尼崎市企業立地方針を策定し、今後分譲が予定されているフェニックス事業用地を含め、本市に立地してもらいたい企業に関する考え方を示すものです。</p> <p>○(仮称)尼崎市企業立地方針では、他都市と比較して製造業に強みがある産業特性を踏まえ、今後、製造業の中でも重点的に支援する分野等も定めていきます。</p>
意見を聴取するポイント	<p>○本市の他都市と比較して製造業に強みがある産業特性を踏まえ、将来の本市産業の発展を目指した企業立地の基本的な考え方について事業者や市民等から広くご意見を募ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致の考え方</li> <li>・既存企業の投資促進の考え方</li> <li>・重点分野の範囲</li> <li>など</li> </ul>
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年8月7日(水)～9月6日(金)まで市ホームページにおいて意見募集を行います。</li> <li>・企業活動に関係が深いため、産業団体等へのヒアリングを行います。(8月中)</li> </ul>
お問い合わせ先	<p>経済環境局経済部産業政策課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F 電話番号: 06-6489-6670 ファクス: 06-6489-6491 メールアドレス: ama-keikatsu@city.amagasaki.hyogo.jp</p>